

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 1 回芦屋市自立支援協議会
日 時	令和 6 年 8 月 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分
場 所	南館 4 階大会議室
出 席 者	会 長 木下 隆志 副 会 長 三芳 学 委 員 香山 由美子 藤川 喜正 七村 千里男 能瀬 仁美 小野 幸子 齋藤 登 山本 眞美代 三宅 真由 齋藤 正樹 福田 晶子 濱田 理 山田 映井子 山田 弥生 欠席委員 河井 悦子 有田 幸生 仲西 博子 小谷 真美 山川 範 谷 仁 安藤 千枝子 山口 佐起子 事 務 局 川口 弥良 今西 絵理子 石飛 雅基 近藤 葉子 小西 孝宏 関 係 課 地域福祉課 岩本 和加子 こども政策課 三崎 英誉
事 務 局	障がい福祉課
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 人中 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍 聴 者 数	1 0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で 2 3 人中 1 5 人の委員の出席により成立

(2) 会長挨拶

(3) 議事

ア 令和 5 年度相談支援事業実績報告及び令和 6 年度実施計画について

イ 令和 6 年度基幹相談支援センター実施計画について

ウ 令和 6 年度実務者会活動報告について

エ 令和 6 年度専門部会活動報告について

オ 芦屋市自立支援協議会設置要綱の改正について

カ その他

(4) 閉会

2 提出資料

(1) 資料 1 令和 6 年度芦屋市自立支援協議会員名簿

(2) 資料 2 令和 5 年度障がい者相談支援事業報告

(3) 資料 3 令和 5 年度相談支援事業報告及び令和 6 年度実施計画

(4) 資料 4 基幹相談事業計画・報告

(5) 資料 5－1 令和 6 年度実務者会報告 (第 1 回)

- (6) 資料５－２ 令和６年度実務者会名簿
- (7) 資料６－１ 令和６年度専門部会報告（第1回）
- (8) 資料６－２ 令和６年度専門部会名簿
- (9) 資料７ 芦屋市自立支援協議会設置要綱の改正について
- (10) 当日資料１ 令和６年度芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業計画
- (11) 当日資料２ 令和６年度実務者会報告
- (12) 当日資料３ 令和６年度専門部会報告
- (13) 当日資料４ 一般相談パンフレット（案）
- (14) 当日資料５ ライフステージ年表

３ 審議内容

（１） 令和５年度相談支援事業実績報告及び令和６年度実施計画について

（齋藤（正）委員）

資料２にて、障がい者相談支援事業所より令和５年度実績報告と、令和６年度実施計画について御報告いたします。

まず、令和５年度の新規相談及び障がい種別とその内訳について、データをもとに御説明いたします。

図１のグラフは、新規相談の実人数の推移です。

昨年度の相談件数は３５５件、うち成人の相談件数が２４４件、児童の相談件数が１１１件となっており、昨年度の３２７件からやや増加しております。この理由とは、統計を取り始めた平成２８年度から増加傾向にあったことに加え、昨年度は新型コロナウイルス感染症が第５類感染症に移行し、世間的に外出しやすくなったり、対応が緩やかになったりしたことも要因と思われます。

相談の内容で最も多かったのは、障がい福祉サービスの利用に関するものです。具体的には、成人では居宅介護サービスや就労訓練系のサービス、児童では児童発達支援が多かったです。この傾向は、例年と変わりありません。

計画相談の待機状況については、市内に新しい相談支援事業所が２つできたこと、また神戸の事業所にも計画相談を受けていただいたことで、令和５年度はかなり改善しました。

続きまして、相談者の障がい種別について御報告します。図２が成人の障がい種別の割合、図３が児童の障がい種別の割合です。なお発達障がいについて、昨年度までは診断のない場合「その他」に分類していましたが、令和５年度からは「発達障がい（有診断）」「発達障がい（無診断）」に分けて統計をとっています。障がい種別ごとの相談割合は、昨年度と比較して、成人・児童とも大きな変化は見られませんでした。

成人では、例年と比較すると、難病や高次脳機能障がいの割合が増加しています。全体の件数から比較すると、それぞれ２～３％なので、割合としては低く見えますが、障がいの特性や制度上、サービスや社会資源の組合せに工夫が必要で、医療機関・高齢福祉関係といった関係機関と密な連携が必要となるが多かったです。また、高齢者による就労継続支援Ｂ型の利

用希望も複数ありました。その他、ひきこもりや自発的には外に出て行きにくい方、人と関わる機会が少ない方に関する相談も多く、居場所や社会資源を案内しました。

一方、児童では、図3のとおり、無診断の発達障がいに関する相談が突出して多いのが特徴です。近年、早期療育の重要性を聞く機会も多く、医療機関・保育所・幼稚園・学校などで療育を勧められたものの、対象児童の行動が障がい特性によるものか、それとも成長とともに変化するものか分からず、医師にも明確に診断されないなか、相談に来られるケースが多いです。また、不登校の方の相談は年々増加していますが、令和5年度は低学年の不登校や、登校はできても学校でうまくいっていないケースなども増え、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の利用につながっています。

「令和5年度相談内容について」の報告は以上です。

続いて、「令和5年度実施計画の振り返り」について報告します。

令和5年度の実施計画では、次の①～③を挙げておりました。

まずは「①当事者・家族・関係機関への周知」についてです。障がい者相談支援事業所は、障がい全般に関して最初に相談できる窓口として、市民にまだまだ認知されておりません。

「まるっと説明会」に出張相談所を設置するなど活動してきましたが、令和5年度も、障がい福祉課や事業所など、他機関を経由して相談に来られる方が多数でした。そのため、障がい者相談支援事業所をより広く周知する目的で、パンフレットを作成しました。

次に「②関係機関との連携強化」についてです。

一つは「ひきこもり、8050問題、高次脳機能障がいなどにより複合的な課題へと進展しやすいケースに関して、各関係機関と連携を行い、相談者の状況に合わせた支援を行う。」という目標でした。

ひきこもりのケースでは、障がい福祉サービスの日中活動先では負担がかかり継続利用が難しいという方に向けて、生活困窮者就労準備支援事業と共同で、社会との関わりを目的とした就労準備支援事業を開催しています。他にも福祉センターの体操プログラムやパソコンプログラムなど、御本人が最初の一步として踏み出しやすいような日中活動先を御紹介できるよう他機関連携を行いました。障がい福祉サービスを全く利用していなかった方が、御紹介した日中活動先を利用することで、定期的に外へ出るリズムができ、障がい福祉サービスにつながっていくこともありました。

高次脳機能障がいのケースでは、既にケアマネジャーがついている場合が多く、ほとんどはケアマネジャーからの御相談でした。40代・50代で、高齢者の方と一緒にデイサービスで過ごすことや、提供されるプログラムに違和感があるという方に対し、障がい福祉サービスの日中活動先を御紹介したり、見学に同行したりして、実際に利用につながる方もいました。

もう一つは、「重層的支援の観点から『制度の狭間』にあるケースに関しても地域の社会資源を生かして対応していく。」という目標を立てていましたが、令和5年度は公的な資源につながるケースがほとんどであり、地域のインフォーマルな資源につながっていくケースはあまりありませんでした。

最後に「③地域課題の抽出」についてです。毎月、一般相談と基幹相談でミーティングを行い、直近1か月間の新規ケースの対応について協議し、地域課題が抽出しやすいよう分類しています。また、かねてより課題であった福祉サービスを利用するまでの待機期間の長期化については、市内に新しい相談支援事業所が2つできたことや、一般相談の窓口で聞き取った情報を各計画相談支援事業所と密に共有するようにしたことで、待機期間が短縮傾向にあるため、課題としては解消されました。

今年度の地域課題としましては、「②関係機関との連携強化」の項目で御報告したとおり、相談者のつなぎ先の資源として、障がい福祉サービス以外を御案内するケースが増えているため、障がい福祉の分野でも柔軟に利用できる資源が増やしていければという点があります。また、相談員自身も市内の地域資源を把握しきれていない側面があるので、相談に対して柔軟に対応するためにも、制度の狭間にあるような資源の把握に努めていきたいと考えております。

(三宅委員)

続いて、令和6年度実施計画について、資料2をもとに御説明します。

まずは「①相談スキルの向上」についてです。

今年度、職員の入れ替わりがあったため、新入職員が迅速に障がい者相談支援事業所の業務に対応できるようにツールを作成しました。このツールは、計画相談の一連の流れや計画相談支援事業所の一覧をまとめたもので、相談者と一緒に利用できるようになっております。

また、新しいケースを共有し、検討をとおして見立てや対応策を概念化する能力を育成しています。概念化を行うことで、他のケースにもスムーズに対応できるようなスキルを身につけることを目指しています。研修にも参加し、必要な知識と技術を習得して、専門性が求められる相談に対応できるよう、常に努めています。

次に「②当事者・家族・関係機関への周知」についてです。

障がい全般に関する相談窓口を広く周知するため、新しくパンフレットを作成し広報活動を行う予定です。主な広報対象としては、医療機関を想定しています。パンフレットは現在作成中です。原案は当日資料4を御参照ください。こちらを市内の就労継続支援A型事業所に発注し、令和6年秋頃から配布できるよう準備を進めています。

最後に「③地域課題の抽出」についてです。

対応した相談について、その経路や内容を詳細に分析していきます。結果は、今後の自立支援協議会でお伝えできればと思います。

以上3つの取組を通じて、地域社会における障がい者支援の質の向上をさせ、より効果的な支援を提供することを目指します。

(藤川委員)

資料3を用いて、障がい者就労支援事業の御報告をいたします。

まず、相談件数の実績は(1)に記載の「1)相談件数実績」のとおりです。

令和5年度末の登録者数は308名で、新規は16名です。新規登録者の内訳は、精神障が

い・発達障がいの方が15名と最も多いです。相談内容は、就職活動が始めるに当たっての相談、職場での対人関係、仕事上でのミス、就労移行・就労定着支援事業の終了後の依頼などが多いです。就職活動が始めるに当たっての相談は、離職後にブランクがあり、再度就職活動を行う方によるものが多いです。

一方、企業からの相談も増えています。令和6年4月から法定雇用率が2.5%に引き上げとなることが決まっていたので、それに向けた採用の相談がありました。また、既に採用した方への合理的配慮といった雇用管理の相談や、相互理解・相互認識の仕方に関する相談も多いです。法定雇用率を下回っている企業は市内でもまだ数社あり、企業対象のセミナーを企画して御案内していますが、なかなか参加いただけないのが現状です。

そのため「(2) 令和6年度の体制及び実施計画」として、企業に対しての効果的なアプローチについてハローワークと協議する予定です。また、就労継続支援A型・B型の利用者が一般就労など次のステップに進むことを希望する場合に、どのような状態になれば進めていけるのかという基準が明確でないことが、利用者・職員・計画相談員にとっての悩みではと思います。令和7年度には就労選択支援が開始されるので、協力して効果的な支援を組み立てていけるよう、今年度準備をしていければと思います。

……………質疑応答……………

(木下会長)

御説明があったとおり、障がい者相談支援事業所は、生活面全般の相談を受け、主に障がい福祉サービスにつなぐ動きをしています。発達障がい・精神障がいのある方からの相談が増えているという内容でした。障がい者就労支援事業は、障がいのある方の就労に特化して相談を受けています。令和7年度の制度改正で就労選択支援事業が始まるので、協力しながら進めていきたいという話でした。御質問等がありますか。

(福田委員)

障がい者相談支援事業所について、令和5年度の実績報告では関係機関との連携強化が挙げられていましたが、令和6年度の実施計画に挙げられていないのはなぜですか。

(齋藤(正)委員)

令和6年度は新しい相談員が増えたので、まずは連携に至るまでの個々のスキルを引き上げていこうと考えたためです。もちろん関係機関との連携は引き続き試みていきます。

(木下会長)

資料2の図3を見ると、無診断の発達障がいの児童に関する相談が明らかに増えているので、その辺りを強化できる方法があれば検討していただければと思います。

香山委員は、障がい者就労の動向等について御意見はありますか。

(香山委員)

統計を取ると、やはり精神障がい・発達障がいのある方の御相談が増えている状況です。令

和6年4月から法定雇用率が2.5%に上がり、現在、雇用状況報告書を集計中ですが、色々なところと連携して就労支援に取り組んでいきたいと思っています。

(木下会長)

藤川委員、先ほどの報告の中で、法定雇用率に達していない企業にセミナーを案内しても、なかなか来てくれないというお話がありましたが、違うアプローチを試みる予定はありますか。

(藤川委員)

ハローワークの中にも企業にアプローチする部署があるので、10月に話し合う予定ですので、何か現状を打開できればと思っています。

(2) 令和6年度基幹相談支援センター実施計画について

(三芳副会長)

当日資料1をもとに御説明します。

芦屋市における障がい者相談支援は、4つの柱に分かれています。

1つめが、先ほど齋藤(正)委員・三宅委員から御説明があった「障がい者相談支援事業」です。一般相談と呼ばれており、最初の相談窓口です。三田谷治療教育院・芦屋メンタルサポートセンター・芦屋市社会福祉協議会の3法人、計4人の相談員で構成されています。

2つめが、先ほど藤川委員から御説明があった「障がい者就労支援事業」です。障がいのある人の就労に関する相談窓口で、三田谷治療教育院が市から業務を受託しています。

3つめは「特定・障害児相談支援事業」で、計画相談のことです。障がい福祉サービスを利用する場合は、計画相談員が障がいのある人本人に寄り添いながら、一緒にプランを立てます。令和5年度から市内に計画相談支援事業所が2つ増え、ようやくタイムリーにサービスを使えるような計画が立てられるようになってきました。

4つめが「基幹相談支援センター」です。三田谷治療教育院・芦屋メンタルサポートセンター・芦屋市社会福祉協議会の3法人、計6名のスタッフで構成されています。この基幹相談支援センターについて、今から御説明いたします。

基幹相談支援センターとは、各自治体で設置をするよう国から言われているもので、芦屋市は他の自治体に比べて早い段階から設置しています。

基幹相談支援センターには4つの柱があります。1つめは「専門的な相談支援」、2つめが「地域の相談支援体制の強化の取組」、3つめが施設や病院からの「地域移行・地域定着」、そして4つめが「権利擁護・虐待防止」です。基幹相談支援センターは、この4つの柱にバランス良く取り組んでいます。

まず、1つめの柱の「専門的な相談支援」についてです。基幹相談では、相談者へ直接的な相談支援をしたり、場合によっては計画相談員などの後方支援という形でフォローをしたりしています。直接的な相談支援をするのは、幾つかの課題が複合しているケースです。5名の

相談員で80名を担当しています。令和6年度の取組として特に充実させたいのは、他市の基幹相談の視察を行い、他市の良い部分や自分たちの強みを見つめ直し、木下会長にも御協力いただいて業務の棚卸し作業を行うことです。他には、今年度大きな報酬改定等が行われたので、行政と協働して、相談支援マニュアルの改訂にも取り組みたいと考えています。

次に2つめの柱の「地域の相談支援体制の強化の取組」について、充実させたい部分を幾つか抜粋して御説明します。

昨今、相談員の人材育成が求められているので、毎年、事例検討会や研修の企画には特に力を入れています。事例検討会では、相談支援専門員が困り事を一緒に考え、整理します。精神科医による講義や事例検討会も実施しています。また市内に主任相談支援員の資格を持つ相談員が5名ほどおりますので、交替で事例検討会を実施しています。さらに、今年度は初めて市内の全事業所を対象とした研修を企画し、御案内しています。連携がテーマで、相談員だけでなく、市内の事業所の方にもお声かけしています。他には、母子保健との連携研修や、防災研修の実施も検討しています。

特に防災は、喫緊の課題と考えております。今年の元旦には能登半島地震もありましたが、ちょうどその前から、令和6年度は行政・社協・障がい部門・高齢部門が一緒になって、個別避難計画の作成について改めて見つめ直そうという話をしておりました。今年度中に少なくとも3事例の個別避難計画を作成予定で、会議を進めています。令和元年度にも一度個別避難計画を作成し、それをもとに町内で避難訓練を実施したことがあり、その事例について先日マスコミの取材を受けました。その事例をこれから御紹介します。

令和元年度には、50代の知的障がいのある人の個別避難計画を作成しました。近隣に住む御家族も地域との関わりに悩んでおられたときに、地域の民生委員から相談員に「町内の避難訓練と一緒に参加しませんか」とお声がかかり、「それなら」と、地域住民の皆さんと一緒に個別避難計画を立てることになりました。御本人、地域の自治会、自主防災会の方、民生委員、福祉推進委員が集まり、「御本人にはこのような特性があり、避難訓練となると戸惑い等もあるので事前に色々な調整が必要です」「こんなふうにはやってはどうでしょう」と打合せをした上で、実際に避難訓練をしました。実際に避難訓練をしてみて、御本人も安心し、地域の人も初めて御本人とお話しして特性を理解でき、「これからは挨拶するわ」というように非常に仲が良くなりました。また御家族も地域の人々の熱い思いに感化され、自主防災会に入り、自主防災会に対して御理解や御協力をしてくださっています。今年度を機に、このような事例を広げていけたらと考えています。

「あしやねっと♪」は、昨年度からリニューアルを開始し、今はまだ途中の段階です。令和6年度は、専門部会で作成中のライフステージ年表における相談先情報等を新たに掲載予定です。当日資料5「ライフステージ年表」にQRコードが幾つか載っており、そのQRコードを読み込むと、「あしやねっと♪」のページにつながり、詳しい説明が読めるという作りにできればと思っています。他にも、イベント情報・コラム情報・お出かけ情報等をどんどん充実させ、「何かあったら『あしやねっと♪』を見よう」と思っただけできるようになればと考え

ています。

「まるっと説明会」も充実させていければと考えています。昨年度は令和6年2月に実施したところ、総勢281人の参加があり、令和4年度よりもかなり多くの方に御参加いただきました。また、高校生の福祉研究発表会に市長が参加されたり、授産品販売コーナーを設けたりしました。各事業所の方も参加され、「市内の事業所みんなで一緒に頑張っていこう」という熱意を非常に感じるイベントです。今年度も令和7年2月15日に実施予定で、実行委員会で準備を進めています。皆さんとても主体的です。正副会長も毎年度交代しており、今年度は、あっとオーティズムの方、PARC（パルク）あしやの方が務めてくださっています。

3つめの柱である「地域移行・地域定着」とは、精神科病院に長期入院されている方を地域生活に促していく事業です。まずは病院に出向き、入院されている方に、地域の良さ、地域の情報をお伝えします。そして「グループホームでの1日」のような動画をお見せして「ちょっと外出してみようかな」「芦屋に一回見に行ってみようかな」と思ってもらえるような促しをします。その上で、地域での生活に気持ちが傾いてきたら、月2回訪問してアプローチしていきます。入院可能な精神科病院は市内になく、遠方だと三木市などで、月2回病院を訪問するというのは実際には大変です。そのため、この事業は使わず月1回病院を訪問しているようなケースも複数あります。他にも、知的障がいのある人が入所施設から退所し、グループホームへ移行する際の支援も別途行っています。

最後に、4つめの柱である「権利擁護・虐待防止」についてです。昨年度は、支援の標準化やスキルアップを目的として、障がい福祉課や権利擁護支援センターと一緒に障がい者虐待対応マニュアルの帳票集を作成しました。今年度の虐待通報は現時点で6件あり、昨年度と同じようなペースです。特に充実させたい取組は、介入困難事例への対応方法の検討です。介入困難事例では、支援をしたくても拒否があって介入が難しく、最悪の場合には対象者が亡くなってしまうこともあります。「どうすれば介入困難なケースに対応できるのか」「チェックリストを作成するのが良いのか」「SVの体制があると良いのか」などを検討しています。他にも、毎年実施している「虐待防止研修」も予定しています。権利擁護支援センターのセンター長にお越しいただき、「どうすれば虐待が起こりにくくなるのか」という内容について御講義いただく予定です。市内のサービス事業所全てに御案内いたします。

（3） 令和6年度実務者会活動報告について

（基幹相談支援センター鈴木氏）

資料5-1、資料5-2、当日資料2を併せて御覧ください。

まず、今年度の実施会議と今後の予定をお伝えします。今年度は、新たな構成員の方に対して、第1回会議の前に取組についての事前説明会を実施しました。その後、6月に第1回会議を実施し、7月に第2回、8月に第3回と、毎月会議を開催しています。今後は3月の振り返り総括会議まで、月1回の開催を予定しております。

次に、今年度の取組と会議内容を御報告します。

令和5年度に実務者会・専門部会の在り方について、今の仕組みの振り返りをしてもよいのではないかと御意見があり、今年度の取組は①実務者会・専門部会のあり方について振り返り再検討する、②過去の専門部会の取組について評価する、③課題抽出の場でもある座談会を開催する、という3つのテーマでスタートしました。

第1回会議では、3つのテーマについて、どのように取組の方針を立てていくかを議論しました。その結果、「今年度は現在の仕組みを見直す年とするため座談会の実施は見送ること」「現在の仕組みができた経緯を知らない構成員もいるので共通の議論土台を作って協議を進める必要があること」「現在の仕組みになった経緯を振り返り改めて自立支援協議会のシステムを再考すること」の3つが決まりました。

第2回会議では、過去の経緯を知らない構成員にも議論に参加していただけるよう、議論の土台を共有することからスタートしました。令和3年度にPDCAを実践するという現在の仕組みに変更した際、どのような課題を解決することを目的としていたかを振り返りました。現在のPDCAを実践するための仕組みは、次の3つの課題を解決することを目的としていました。1つめは「自立支援協議会構成員の担い手不足」、2つめは「地域課題を広く多くの方から拾うための工夫」、3つめは「これまでの自立支援協議会の取組が課題解決につながったかどうかの評価」です。第2回会議でこの3つの課題について再評価の議論を行った結果、1つめの課題は「自立支援協議会に興味を持つ人が増え担い手が増えたのか」という視点、2つめの課題は「広く多くの方から地域課題を聞いているか」という視点、3つめの課題は「今までの自立支援協議会の取組が『やりっぱなし』になっていないか」という視点で、検討を行うこととなりました。

3つの課題についての再評価の検討を行った結果を御説明します。1つめの課題については「自立支援協議会そのものをもっと知っていただけるよう周知する必要がある」という結論になりました。2つめの課題については「チャットやリモート会議システムなどを活用し、座談会の仕組みを周知する必要がある」という結論になりました。そして3つめの課題については「評価のタイミング・評価の方法などについて、具体的な仕組みを考える必要がある」という結論になりました。

第3回会議では、第2回会議の結論をもとに、各構成員が運用上のアイデアや実行のプランの具体的な案を持ち寄って検討しました。1つめの課題について、自立支援協議会の担い手を増やすためには、自立支援協議会の役割や実践について周知する方法の検討と実践が必要であるとし、イベントや広報誌、冊子、チラシ、SNS、ホームページの活用をしていくこと。2つめの課題について、広く地域課題を聞くためには、今までの座談会をより良いものにしていくこと。その方法は「オンラインなどを活用した座談会をつくる」「教育・福祉の支援者から意見収集の仕組みを検討すること」。3つめの課題、今までの取組が「やりっぱなし」になっていないかについては、「評価にも出来上がりの評価・運用評価と色々な視点があるため、どのような評価を行うことがよいのか」「取組そのものを知ってもらうことで、活用の方法、

評価方法そのものも大きく変わるのでは」「自立支援協議会本会議で評価する仕組みはできないのか」など、様々な意見が出ました。その中で「具体的な成果物を実際に利用した人から、Webなどで随時聞き取る方法があるのではないか」「評価の方法や対象・時期などについて、より具体的な検証が必要である」というたたき台案ができています。このたたき台案をもとに、8月27日に行う第4回会議で、今年度の実務者会での取組についてプランを作成する予定です。

(4) 令和6年度専門部会活動報告について

(基幹相談支援センター笠井氏)

資料6-1、資料6-2、当日資料3を併せて御覧ください。

今年度の専門部会では、前年度に引き続き、「ライフステージ全体を可視化できる仕組みづくり」をテーマに、障がいのある人の現在地が分かるライフステージフローの作成に取り組んでいます。前年度と構成メンバーが同じなので、前年度の話も生かしてスムーズに検討を進められています。また、今年度は必要に応じてフレキシブルに参加を依頼していくということで、医療的ケア児コーディネーターの三木氏にも新たに参加いただいています。

4月の第1回目では、今年度新たに加わったテーマの確認をしました。1つめは、写真や動画等、分かりやすい情報を加えること。もう一つは、「あしやねっと♪」とのコラボです。今回の専門部会で作成するツールと「あしやねっと♪」は、どちらも障がいのある人の情報の充実をテーマにしていますので、今回の専門部会で作成した内容を「あしやねっと♪」に掲載する方向で話を進めています。「あしやねっと♪」は、昨年のリニューアルでデザインが変わり、その後も内容の充実を図り、提供できる情報を日々増やしているところです。

専門部会の年間スケジュールとしましては、前年度からの続きの作業を行い、ツールの年表を完成させること。まずは夏までに年表を完成させ、来年配布ができるようにと大まかに決めました。

現在は、ほぼ毎月集まって、こどもチームとおとなチームに分かれて作業・意見交換をしています。7月29日に第4回目の会議を行いました。イメージとしては、8ページの冊子になることを想定しています。今つくっているライフステージ年表は、こどものほうを2ページ目と3ページ目、おとなのほうを4ページ目・5ページ目の予定にしています。それ以外のページや表紙・裏表紙は次回以降の会議で検討していく予定です。

当日資料5として、作成途中のライフステージ年表を配布していますので御覧ください。QRコードをスマホで読み込むと、リンク先の「あしやねっと♪」につながるようなイメージで作っております。赤丸で囲んでいるQRコードをまた試しに読み込んでいただければと思います。お気づきの点があれば、委員の皆様からも御意見がいただけますと幸いです。QRコードからつながったページには、用語の説明、手続窓口の連絡先、手続の手順、市のホームページなどのリンク先をまとめています。市で作っている既存のガイドブック、しおり等にできる

だけ短い手順でアクセスできることも大事だと考えています。構成員の皆さんは、情報に触れた人が一歩踏み出せるように、安心してもらえる言葉を選びたいという思いを持って取り組んでいただいているように感じます。

そして、見て聞いて分かるような工夫として、動画を作成する予定です。一つサンプルを作ってみましたので、御覧ください。

……………動画投影……………

このような30秒から1分半程度の動画による説明も加えられるように、今後検討していく予定です。

ライフステージ年表の完成は8月中を目指しています。また、それ以外のページや、「あしやねっと♪」の活用を含めたQRコードのリンク先となる情報の取捨選択、年表だけでは不足する情報の掲載、動画等を含む視覚的に伝わりやすい資料の作成をしていきたいと考えています。

9月以降は、月1回の会議にてツール・冊子・「あしやねっと♪」へのリンク先を整え、完成を目指します。そして、配布先や活用PR方法を検討し、関係機関にも状況を聞きながら調整していきたいと思っています。

専門部会の構成メンバーは、幼少期、就学前、小学校・中学校・高校、その後の進路、就職、親亡き後と、ライフステージそれぞれに詳しい専門家、教育関係者、行政職員、事業所職員、そして当事者の御家族です。専門部会で顔の見える関係になり、連携を取りながら作成に取り組んでいますので、教育と保健と福祉の連携が成果としてお示しできればと思っています。

12月に原稿の完成を目指し、年明けには印刷ができるよう進めていく予定です。

……………質疑応答……………

(木下会長)

まず、(2) 基幹相談支援センターの実施計画について、何か御質問等ありますか。

(山田(映)委員)

事業計画についての御報告で、計画相談の待機期間が短くなっているというお話がありましたが、これは近年の大きな課題だったと思っています。こども家庭・保健センターの発達支援でお願いする方がとても多く、お待ちいただくのが心苦しかったので、本当に良かったと思います。以前は2～3か月待ちと聞いていましたが、現在はどのくらいの期間に短縮されたのでしょうか。

(三芳副会長)

待機期間については特に一般相談が最前線で苦勞していた部分です。新規で相談支援事業所が開設されたら、マニュアルをお見せして、早くできるように御支援等をさせていただき、

ようやく少し待機期間が短くなりました。最近、新規の御相談を受けたらすぐに面談等の日程調整をさせていただくことになっており、例えば、実際に今日相談を受けたケースでは、再来週ぐらいに面談することとなりました。その後、サービスを使うまでには、計画を作成するのに少しお時間をいただくのと、受給者証の発行との兼ね合いもあるのですが、待機期間は、以前は最初の面談が2か月後だったところが、最近概ね1～2週間後にはできるようになっており、来月ぐらいにはサービスを利用できる状況です。

(木下会長)

大分短縮されたということですね。他にはいかがでしょうか。

(能瀬委員)

新しい計画相談支援事業所の名前を教えてくださいませんか。

(齋藤(正)委員)

一つは、「相談支援事業所 紡(つむぐ)」です。もう一つは「相談支援事業所ステラ」ですが、所属していた計画相談員が独立し、現在は神戸で新しい事業所を構えています。「相談支援事業所ステラ」に関しては、新しい相談員に入れられるか分からないのですが、独立した相談員が担当していたケースは継続して担当されるとお聞きしています。

(三芳副会長)

このように、芦屋市の方を受け入れてくださる相談支援事業所が新しく出てきたため、待機期間はかなり短縮できる状況です。

(能瀬委員)

障がい者虐待対応マニュアルを作られたということで、事業所なども研修を受ける対象になってくるのかと思うのですが、障がいのあるこどもの保護者にマニュアルを見せていただくことは難しいでしょうか。

(三芳副会長)

今回作成したマニュアルは「虐待の通報が上がってから、どのような流れで、どんな会議を実施するのか」という進め方や、帳票の記入方法に関するマニュアルです。

このマニュアルとは別に、昨年度も事業所向けに虐待対応の一連の流れといった研修等を企画しましたが、御家族の方もそのような研修に御関心があるなら、今後研修を企画する際の参考にさせていただきたいと思います。

(能瀬委員)

家庭内でも「虐待とは分かっていたけれど虐待だった」というパターンがあります。そういう事案が通報されて皆さんの耳に入るのだと思うのですが、家族や親も勉強したほうがいいかと思うので、ぜひ声をかけてください。

(木下会長)

防災の話も出ていましたが、七村委員は何か防災のときに気になる点がありますか。

(七村委員)

視覚障がいのある人の中では「安全であれば外出しないほうがいい」「自宅待機というのが

一番いいのでは」という意見が主に出ています。変に外出しても周りの状況が全く分からないので、別に家から出なくてもいいのではという方針にしていますね。

ただ、普段から、冷蔵庫や家具の上に置いている物は片づけておこうと心がけています。家具などが転倒することで家の中の通路がふさがって動けなくなった場合に困るので、極力片づけておきましょうという意見が主として上がっています。そこで、防災の専門家などに来ていただき、「あなたのところはこんな状況だからこういうことに気をつけてください」というアドバイスをいただくような勉強会もしました。

(小野委員)

育成会では、「知的障がいがある人が避難所に行くのは余程のことがない限り避けたい」「なるべく自分たちで何とかできるように普段から備えましょう」というものが、大体統一した意見です。

いきなり障がい福祉サービスの事業所に行けるわけではないですし、混乱の中ではなかなかうまく対応してもらえず、その間に本人がパニックになったり、周りの方に御迷惑をかけたりにしてもいけない。とにかく自分で備えることが第一という考え方です。

(木下会長)

防災に関しては、民生児童委員の活動等もあると思いますが、現在、誘導や連携の動きはありますか。

(山本委員)

まずは自分たちの安全を考えて、それから手助けしないといけない方たちのところへ行って手助けするというのを勉強していますが、それがうまくいくかは、やはり心配ですよ。

(木下会長)

報告の中で自主防災の話がありましたが、地域の取組等もあるので、それぞれが手を取り合えるような仕組みや共通認識ができればと思います。その辺りについて、山田（弥）委員から何か御意見はありますか。

(山田（弥）委員)

皆さんがおっしゃるように、顔の見える関係を作っていくのが大事なことです。また先ほどのお話のとおり、「障がいのある人は在宅避難が一番」と考えられていることもよく聞くので、それも行政として課題であると思っています。

いかに在宅避難でも安全でいられるかは、本市の防災の部署からの情報提供など、行政の中でも連携が必要だと思いますし、関係者の皆様との連携も必要です。それぞれの立場での課題を聞きながら方法を考えていきたいと思っています。

(木下会長)

濱田委員、教育ではどういった対応がありますか。

(濱田委員)

本日の午前中に地域の防災の方たちとお話をしてきたところなのですが、要配慮者名簿が学校に一部あり、民生委員の方もお持ちですので、大規模災害があったときには、それを活用

して「誰がどこにいるか」ということを把握するとお聞きしました。

我々としてはよかれと思っているけれども、今日、支援を必要とする方の思いや、どうすることが一番良いのかという課題をお聞きできたのはすごくよかったなと思っています。

こどもに対してはどのようなことができるかが課題ですが、できるだけ普段から顔を合わせて「この子はここにいる」「この子の性格はこうなのだ」と知ることを大事にしなければならぬと感じていますので、防災など色々なときにも役に立つような形で進めていきたいと考えています。

(木下会長)

皆さんから防災に関する御意見をいただきましたが、基幹相談支援センターでは他にも色々な取組をしておりますので、また何か御意見がありましたらよろしくお願いします。

次に、実務者会の報告がありました。能瀬委員、今の背景や報告の意図などを簡単に御説明いただけますか。

(能瀬委員)

4年前に実務者会のシステムを変更し、実務者会と専門部会の在り方も見直して、実務者会では3年間座談会という新しい取組をしてきましたが、3年経った段階で見直しを行ったところ、課題があれこれと出ました。

座談会に関しては、それ自体はとても良い取組だったので今後も続けていきますが、その在り方を今年度話し合う予定です。

やはり「評価」というワードが難しく、取り組んでいただいたことを評価することはすごくハードルが高いので、「見直し」というワードに変えてみました。取り組んだことを、その年にすぐ見直すのはなかなか難しいので、何年か使っていただいたり、取り組んでいただいたりしたなかで見直すことならできそうという状況です。

(福田委員)

評価については、これまでサポートファイルなど、いいものをいっぱい作ってきたのに生かされてないという現状があるので、評価の機会を持ったほうがいいということだったかと記憶しています。「作ったものがどう使われているのか確認しよう」「使いにくいなら使いやすいものに変えることはできるのか」などです。「本当にいいものを作っているのにすごくもったいない」というところが出発点だったかと思うので、堅苦しく考えず、作ったものに対して自分たちはどう思うか、自分たちが思ったように使われているのか、目指す方向に進んでいるのかを見ていければ良いのかなと思っています。

(木下会長)

齋藤（正）委員は実務者会にも参加しておられました。いかがですか。

(齋藤（正）委員)

今年度から実務者会に参加しておりますが、そもそも委員自体が実務者会というものをよく理解していないという意見があり、そこで委員自体も実務者会を知るための説明を受けました。

座談会に関しては、委員になる前から拝見していました。地域の方々の意見を吸い上げることは素晴らしい取組だと感じていましたが、このたび委員になって、他の委員から「座談会では偏った意見しか吸い上げられていない」といった課題が挙がり、「より公平的に意見を聞けるシステムを皆で考えていければいいのでは」という話も出ましたので、今後も委員として意見を出す等、継続して実務者会に関わっていきます。

(能瀬委員)

今回、自立支援協議会の部会として実務者会と専門部会があることを色々な人に知っていただくために、今日の本会議の傍聴を御案内するメールを事務局から出していただきました。そして、今後、構成員になっていただける方をどんどん増やしていきたいというお話になっていたかと思います。

(木下会長)

そのとおりですね。今日たくさんの方が傍聴に来ていただいています。自立支援協議会の活動の主体というか、核になるのがこの実務者会と専門部会ですね。そして活動報告や相談を、この本会議でさせていただき、皆さんで議論するというような仕組みになっています。本会議は年に3回ほどしかありませんので、実際は情報共有の場にはなりますが、自立支援協議会の核として地域で活動していくのは、この実務者会と専門部会ですので、また御協力よろしくお願いします。

専門部会からはライフステージ年表に関する御報告がありましたが、これについて何か御意見等がありますか。

(濱田委員)

ライフステージ年表のおとな版で、携帯などで見るとQRコードが4つ全てに反応して、見たいページとは違うページが表示されてしまうので、慣れていない方のためには少しずらした方が読み取りやすいのではと思います。

(山田(弥)委員)

冊子の残りのページについて、今の段階での構想があれば教えてください。

(基幹相談支援センター笠井氏)

事例での説明や、年表の見方・使い方の説明にしようかなど、今検討しているところです。

(山田(弥)委員)

「こんな質問が多い」ということも掲載されていれば分かりやすいのではと思います。

(5) 芦屋市自立支援協議会設置要綱の改正について

(事務局(今西))

芦屋市自立支援協議会設置要綱とは、自立支援協議会の役割等を定めたものです。令和6年4月に障害者総合支援法が改正。時期は前後しますが、令和6年3月に第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定。この2点を踏まえ、要綱の改正を行いました。

まず、障害者総合支援法の改正内容について御説明いたします。

このたびの改正で、自立支援協議会において共有する情報に、地域における障がいのある人等への適切な支援に関する情報が追加されました。個別事例の検討を通じて、地域における障がいのある人の支援体制の整備の取組を着実に進めていくためにこの改正が行われました。

では、具体的にどのように改正されたのか。ポイントは2つございます。1つ目は、自立支援協議会の構成員に対する守秘義務を課すこと。2つ目は、関係機関による情報提供に関する努力義務を課すことです。

改正の目的とそのポイントの詳細は、資料に記載のとおりです。

次に、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」で新たに設けられた項目について御説明いたします。

この計画では、計画策定に係る国からの指針に基づき、自立支援協議会の役割として、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発及び改善を追加しました。自立支援協議会において、個別事例の検討を行うことで、地域における障がいのある人の支援体制の整備に係る取組を活性化させることが「新設の目的」です。

では、今年度から具体的にどのようなことをこの自立支援協議会で行う予定なのか。「新設の概要」を御覧ください。こちらにお示ししている内容は、実際の計画からの抜粋です。自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善について、事例検討を年1回行うことを目標としています。

障害者総合支援法の改正、そして第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定を経て、どのように要綱を改正したのかは、資料に記載のとおりです。

具体的な方法ですが、年度当初にいただいている1年間の相談支援事業の活動報告に加えて、特徴的な事例を報告していただくことを検討しております。ただし、今年度は初年度でございますので、具体的な方法については関係機関と協議を行い、2回目の自立支援協議会以降で実施する予定で進めてまいります。

……………質疑応答……………

(木下会長)

国による自立支援協議会設置要綱の変更により、個別の事例検討を入れていかないといけないということで、芦屋市の要綱改正のお話をいただきました。具体的にどのような形で実施していくのかは、今後事務局と協議となりますが、委員として事業所・団体・医療・保健・教育と、様々な立場の方がおられますので、そこで事例を検討することで、それぞれの意見を加味しながら、どんなことができるのかを検討していくということが期待されているかと思います。何か御質問はありますか。

(福田委員)

「地域のサービス基盤の開発及び改善のための」ということなので、何でも事例を挙げれば

良いということではなく、必要部署で、その地域のサービス基盤の開発及び改善のためという目的で事例を選定していただきたくようお願いしたいと思います。

(木下会長)

重要な観点だと思います。

他に御質問等はありませんか。では、個別事例の検討については、どのような形で実施していくかという話が進み次第、また皆様に共有させていただければと思います。

以上で、議事は終わりです。「その他」は何かありますか。

(6) その他

事務局 石飛より、「芦屋市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定の報告

(木下会長)

それでは、閉会のあいさつをお願いします。

(三芳副会長)

皆様、長時間ありがとうございました。冒頭で会長からもお話がありましたが、自立支援協議会は、地域課題を抽出し、それを解決して、より良い芦屋市にしていけるためのものです。そのためには、より多くの方々に携わっていただき、地域課題の抽出に御協力いただいたり、採決に御協力いただいたりすることが必要です。そのためには、自立支援協議会が身近なものになっていかなければいけないので、今日も事業所の皆様に傍聴として御参加いただきました。次回はもっと多くの方に御参加いただけるよう工夫していきたいと思ひますし、御参加いただいたときにどのように分かりやすく説明をしていくかということも、今後事務局と一緒に検討していきたいと思ひますので、委員の皆様、そして傍聴の皆様、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(木下会長)

では、以上をもちまして、令和6年度第1回芦屋市自立支援協議会を終了します。

皆様、本当にありがとうございました。

以 上